

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前)

久野秀男

目次

まえがき	山銀行)の場合
I. 開題	(以上, 第25巻・第1号)
II. 国立銀行『決算公(広)告』法制の確立	
III. 公(広)告財務諸表体系のルーツ	〈承前〉
IV. わが国で最初の株式会社・『決算公(広)告』: 明治七年七月・第一国立銀行(「東京日々新聞」)	I. 開題
V. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系	II. 国立銀行の二元的財務諸表体系(承前)
VI. 実証研究の補遺	III. 『決算公(広)告』の類型: 「東京日々新聞」(自 明治七年七月) —— 公告・「損益勘定」(Profit and Loss Account) の「類型」——
(1) 第百十六国立銀行(株式会社・新発田銀行)の場合	IV. 第四国立銀行・『決算公(広)告』の注目すべき推移
(2) 第百三十九国立銀行(株式会社・百三十九銀行)の場合	V. 事例研究: 「並列型」(parallel type) と「直列型」(series type)
(3) 第六十九国立銀行(株式会社・六十九銀行)の場合	(1) 第一国立銀行の場合
(4) 第七十一国立銀行(株式会社・村	(2) 第十七国立銀行の場合

I. 開題

筆者(久野)は、『経済論集』第25巻・第1号(1988.6)に発表した前稿《国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題》において、第一・第四・第五の各国立銀行および第百十六・第百三十九・第六十九・第七十一の各国立銀行について、新聞に公(広)告の財務諸表の体系を詳細に検討してその問題点を指摘しておいた。この論考では、明治七年七月から

明治十三年八月にいたる間の「東京日々新聞」に掲載されている多数の国立銀行の『決算公(広)告』および第一・第十七の両国立銀行の「半季実際考課状」その他を詳細に検討し、とくに次掲の諸点に即して問題の所在を一層鮮明にしたいと思う。

(1) 第一国立銀行の『決算公(広)告』は、多少の紆余曲折があったが、結局は、「総勘定」・「貯蓄金勘定」・「損益勘定」のトリオからなる「定型」に落ち着いた。それぞれ、「利益金処分前貸借対照表」・「利益剰余金計

算書」(積立金計算書)・「利益金処分計算書」である。筆者(久野)は、これら3勘定を「定型」のトリオと名付けておく。

(2) 新聞に公(広)告された「損益勘定」は、各国立銀行それぞれにさまざまであったが、共通した特徴を表した様式が認められる。いくつかの類型に分けて検討したい。第一国立銀行の場合のように、「損益勘定」すなわち「利益金処分計算書」つまり Profit and Loss Account の *Published Form* となるケースはこの時期ではむしろ少なかった。とくに注目したい。

(3) 第一国立銀行の「定型」のトリオが、『銀行簿記精法』に例示された「香港上海銀行」の「身代及ヒ負債ノ抜書」・「損益勘定書」・「貯蓄金」のトリオに由来することは、まず間違いなからう。ともに「損益計算書」が存在しないことをとくに強調しておく。

(4) この「香港上海銀行」に由来するこれら「定型」のトリオを継承した銀行はむしろ少ない。先の「東京日々新聞」にみるかぎり、僅かに第四・第十の両国立銀行があるのみであった。

(5) 「損益勘定」に関するかぎり、この時期では Profit and Loss Account の *Detailed Form* すなわち「損益計算」・「処分財源調整計算」・「利益金処分計算」のことごとくを網羅した「損益および利益金処分結合計算書」を公(広)告する国立銀行が多かった。国立銀行や普通銀行が、「利益金処分前貸借対照表」とともに Profit and Loss Account の *Published Form* である「利益金処分計算書」を公(広)告するようになるのは、だいぶ後のことであった。

(6) 「定型」のトリオから「貯蓄金(積立金・貯蓄積立金)勘定」を除き「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」を公(広)告した国立銀行もあった。準「定型」ともみればこのペアーを採用したものまで含めると、第一国立銀行の「定型」を踏襲した

国立銀行の数はややふえる。

この論考では、『第一国立銀行半季実際考課状綴』、『第四国立銀行半季実際考課状綴』(以上、私蔵)および九州近代史料刊行会・『九州近代史料叢書第七輯第十七国立銀行史料上・半季実際考課状』と、「東京日々新聞」(国立国会図書館、マイクロフィルム)に所掲の各国立銀行の『決算公(広)告』を検討する。

国立銀行の『決算公(広)告』について、新聞刊行の年月日、国立銀行名および決算回数を一覧すると、次掲のとおりである。なお、ゴチック体は、第一国立銀行の「定型」のトリオおよび準「定型」のペアーを継承した諸銀行である。

国立銀行・『決算公(広)告』
(「東京日々新聞」)

明治 七 年七月 七日	第一国立銀行 (毎月実際報告)
二十二日	第一国立銀行(第二回)
八 年一月十七日	第一国立銀行(第三回)
七月十五日	第一国立銀行(第四回)
明治 九 年一月二十日	第一国立銀行(第五回)
七月二十二日	第一国立銀行(第六回)
明治十年一月二十五日	第一国立銀行(第七回)
七月二十四日	第四国立銀行(第七回)
二十七日	第一国立銀行(第八回)
二十八日	第三国立銀行(第二回)
三十一日	第一国立銀行(第八回)
明治十一年二月 六 日	第一国立銀行(第九回)・ 第二国立銀行(第七回)・ 第三国立銀行(第三回)・ 第四国立銀行(第八回)・ 第二十国立銀行(第一回)
七月十七日	第三国立銀行(第四回)
十九日	第三国立銀行(第四回)・ 第二国立銀行(第八回)
二十二日	第二国立銀行(第八回)
二十三日	第一国立銀行(第十回)・ 第四国立銀行(第九回)
明治十二年一月十七日	第四十四国立銀行(第一回)
二十一日	第七十四国立銀行(第一回)

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前)(久野)

	回)		
二十二日	第十国立銀行(第四回)・ 第九十五国立銀行(第一回)		五国立銀行(第五回)・第三十三国立銀行(第三回)・第四十五国立銀行(第二回)・第百十八国立銀行(第二回)・第二十七国立銀行(?)・第三十国立銀行(第三回)
二十四日	第三十国立銀行(第二回)		
二十五日	第二十国立銀行(第三回)		
二十七日	第二国立銀行(第九回)・ 第十五国立銀行(第四回)・ 第四十四国立銀行(第一回)・第九十五国立銀行(第一回)	二十九日	第十五国立銀行(第五回)・ 第百四国立銀行(第二回)・第二十国立銀行(第四回)・第二国立銀行(第十回)・第八十五国立銀行(第一・二回)・第百十二国立銀行(第二回)・第五十国立銀行(第二回)・第三十三国立銀行(第三回)・第百十八国立銀行(第二回)・第二十七国立銀行(第三回)
二十八日	第一国立銀行(第十一回)		
七月十四日	第三国立銀行(第六回)		
十九日	第六十国立銀行(第二回)・ 第四十五国立銀行(第二回)		
二十一日	第三十五国立銀行(第三回)・第三十国立銀行(第三回)・第三国立銀行(第六回)・第四十五国立銀行(第二回)・第六十国立銀行(第二回)	三十日	第一国立銀行(第十二回)・ 第四国立銀行(第十一回)・第四十一国立銀行(第二回)・第百四国立銀行(第二回)・第二十国立銀行(第四回)・第二国立銀行(第十回)・第百十二国立銀行(第二回)
二十二日	第八十五国立銀行(第一・二回)・第三十九国立銀行(第二回)		
二十三日	第百十八国立銀行(第二回)		
二十五日	第十五国立銀行(第五回)・ 第三十三国立銀行(第三回)	明治十三年一月十七日	第八十五国立銀行(第三回)・第三十国立銀行(第四回)・第三国立銀行(第七回)・第三十五国立銀行(第四回)・第二十国立銀行(第五回)・第百国立銀行(第三回)
二十六日	第二国立銀行(第十回)・ 第三国立銀行(第六回)・ 第二十国立銀行(第四回)・ 第二十七国立銀行(?)・ 第三十国立銀行(第三回)・ 第四十五国立銀行(第二回)・ 第六十国立銀行(第二回)・ 第百十二国立銀行(第二回)・ 第八十五国立銀行(第一・二回)	十九日	第六十国立銀行(第三回)・ 第十五国立銀行(第六回)・ 第八十五国立銀行(第三回)・ 第三十国立銀行(第四回)・ 第三国立銀行(第七回)・ 第三十五国立銀行(第四回)・ 第二十国立銀行(第五回)・ 第百国立銀行(第三回)・ 第百十二国立銀行(第三回)
二十八日	第一国立銀行(第十二回)・ 第百四国立銀行(第二回)・ 第四国立銀行(第十一回)・ 第四十一国立銀行(第二回)・ 第百三十三国立銀行(第一回)・ 第十	二十二日	第六十国立銀行(第三回)・ 第十五国立銀行(第六

回)・第八十五国立銀行(第三回)・第五十国立銀行(第三回)・第二国立銀行(第十一回)・第二十七国立銀行(第四回)

二十四日 第二国立銀行(第十一回)
・第二十七国立銀行(第四回)・第三十三国立銀行(第四回)・第十国立銀行(第六回)

二十七日 第二国立銀行(第十一回)
・第六国立銀行(第六回)
・第十国立銀行(第六回)
・第二十七国立銀行(第四回)・第四十五国立銀行(第三回)・第九十二国立銀行(第三回)・第一百十八国立銀行(第三回)

二十九日 第一国立銀行(第十三回)
・第二国立銀行(第十一回)・第六国立銀行(第六回)・第六十二国立銀行(第三回)・第六十九国立銀行(第三回)・第四十五国立銀行(第三回)・第九十国立銀行(第三回)・第一百十八国立銀行(第三回)

七月十五日 第三十五国立銀行(第五回)・第八十五国立銀行(第四回)

十七日 第八十五国立銀行(第四回)

八月二日 第三国立銀行(第八回)・第百国立銀行(第四回)

四日 第三国立銀行(第八回)・第三十三国立銀行(第五回)・第百国立銀行(第四回)・第百十六国立銀行(第三回)

七日 第一国立銀行(第十四回)
・第二十国立銀行(第六回)・第三十三国立銀行(第五回)・第四十四国立銀行(第四回)・第百十六国立銀行(第三回)・第百二十三国立銀行(第三回)

十日 第一国立銀行(第十四回)
・第四十四国立銀行(第四回)・第百二十三国立銀行(第三回)・第二十国立銀行(第六回)・第三十三国立銀行(第五回)・第百十六国立銀行(第三回)

十一日 第九十三国立銀行(第四回)

II. 国立銀行の二元的財務諸表体系 (承前)

「半季実際報告」が通説のいう「利益金処分後(済)貸借対照表」ではなくて「利益金処分前貸借対照表」であること、また、「半季利益金割合報告」が損益計算・処分財源調整計算・利益金処分(提示)計算の悉くを網羅した「完全結合計算書」であることについては、これまで繰り返し述べてきた。この『両報告』は、筆者(久野)のいう「提示型」(proposed type)の正則的な体系である。

第一国立銀行の場合、先の『両報告』は、明治六年十二月の第一回決算以来、一貫してこの「提示型」の体系をとってきた。明治十年六月の「法定雛形」の改訂に伴って「半季実際報告」が(それだけが)「利益金処分後(済)貸借対照表」から「利益金処分前貸借対照表」に変わったのではない。はじめ「宣言型」(declared type)の体系として始まり、明治十年六月の「法定雛形」の改訂に伴って、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」との体系、通説のいういわゆる「跛行(脚)体系」に移行したのではない。かかる「跛行(脚)体系」ないし「不完全体系」なるものは、制度史上存在しなかったし、およそ理論的にも存在するはずがない。前述したように、通説での誤りは、「法定雛形」以前の「半季実際報告」を「利益金処分後(済)貸借対照表」と誤

認したことに始まっている。さらに、通説は、「法定雛形」によって「半季実際報告」が「利益金処分前貸借対照表」に変わったとする誤りに加えて、しかも、にもかかわらず、どういうわけか、「半季利益金割合報告」のほうは、「それまでどおりの損益および利益金処分(宣言)結合計算書のままである」とした。ここにボタンのかけちがいに始まる二重の誤りが生じたのである。貸借対照表が「利益金処分前」のものに変わったと仮定した場合、これはあくまで仮定であって事実ではないが、もしそうだとすると、この場合、この「利益金処分前貸借対照表」と一対をなす「損益および利益金処分結合計算書」が「それまでどおりの」、「宣言型」のままでいられるはずがない。当然のことながら、「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」から「損益および利益金処分(提示)結合計算書」に変わったとみて然るべきものである。

筆者(久野)は、前稿・《国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題》において、第一国立銀行の明治六年下半季・第一回決算から明治九年上半季・第六回決算にいたる間について、この銀行が大蔵省に提出した「半季実際報告」・「半季利益金割合報告」と、この銀行が「東京日々新聞」(明治五年壬申二月二十一日・西暦1872年3月16日創刊)に公(広)告した「総勘定(書)」(貸借勘定書)・「差引表」(損益勘定表)とについて、これらの二元的財務諸表体系の実態を解析し、その問題点を指摘した。また、大蔵省に提出した『両報告』(財務諸表)が「宣言型」としてのいわゆる「完全体系」から「跛行(脚)体系」に移行したとする通説が誤りであることを指摘した。すなわち、通説とは異なり、首尾一貫して「提示型」の体系をとってきたこと、すなわち、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分(提示)結合計算書」からなる「正則的」な体系であったことを実証し、さらに、明治十年六月の「法定雛形」の改訂を機

として、「半季実際報告」という名の「貸借対照表」が「利益金処分後」のものから「利益金処分前」のものに変わったとする通説の事実誤認を指摘するとともに、「利益金処分前貸借対照表」・「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」からなる通説のいういわゆる「跛行(脚)体系」という主張ないし非難が、事実上なりたないことを実証した。さらに、前稿では、「差引表」(損益勘定表・損益勘定)が二転三転して結局は「利益金処分計算」を内容とするものに落ち着いた経緯を解析した。国立銀行およびその後身の普通銀行が公(広)告した「損益勘定」は、「利益金処分計算」もしくは「欠損金処理計算」を内容とする定型に落ち着くのであるが、第一国立銀行の先の経験は、制度史上はなはだ示唆に富むものであった。本稿では、その要点を整理して再説しつつ、ひきつづき明治十三年上半季・第十四回決算にいたる間の同行の『決算公(広)告』の事情および各国立銀行の『決算公(広)告』の実況を解析したい。

筆者(久野)の手元にある『第一国立銀行半季実際考課状綴』に添付されている財務諸表は、この銀行が大蔵省に提出した「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」とである。この『両報告』は、「半季実際考課状」の本文に含まれているのではなく、「別表(業)」として添付されているものであったことを、とくに指摘しておく。「半季実際考課状」の本体には、「損益勘定ノ事」として「利益金処分案」が示されているだけで、財務諸表が含まれているわけではないのである。各国立銀行の場合もまたすべて同様であった。

第一国立銀行の場合、大蔵省に提出した『両報告』は、明治十年六月に改訂の「法定雛形」の以前も以後も一貫して同じ体系・構造・名称・様式の「提示型」の財務諸表であった。「半季実際報告」は「利益金処分前貸借対照表」であり、「半季利益金割合報告」は「損益および利益金処分(提示)結合計算

書」であった。「提示型」の体系である。他方、同行が「東京日々新聞」に公(広)告した財務諸表はどうか。「定型」のトリオに落ち着くまでの経緯をみても、また、「定型」のトリオと比べてみても、先の『両報告』とは、まったく異なる。体系も、構造も、名称も、様式もすべて異なる。第一国立銀行の場合のように二系統の二元的財務諸表体系が、相互に干渉する事無く、まったく別個に並列的・平行的に作成されている場合と、V.の(2)で述べる第十七国立銀行の場合のように、同一の銀行で時期的に交替して採用されている場合とがあるが、筆者(久野)は、前者を「並列型」(*parallel type*)、後者を「直列型」(*series type*)と名付けておく。

III. 『決算公(広)告』の類型：「東京日々新聞」(皇 明治七年七月 明 明治十二年八月) ——公告・「損益勘定」(Profit and Loss Account)の「類型」——

第一国立銀行の明治六年下半季・第一回決算は、明治六年十二月三十一日であったから、『決算公(広)告』が新聞の紙面に現れるのは、明治七年一月中とみてよからう。すでに前稿で示しておいたように、「東京日々新聞」には、第一回決算について『決算公(広)告』をする旨の第一国立銀行の予告記事がのっている。しかし、同紙面をくまなく探してみても、『決算公(広)告』は見当たらない。奇妙なことである。

他方、第一国立銀行の第三回・「半季実際考課状」(明治七年下半季)には、注目すべき次の記事がある。

銀行諸報告ノ事

前半季公示イタシ候第二考課状並ニ勘定報告刊行ノ儀ハ紙幣寮伺済ノ上活字刊行イタシ株主一同並得意先エ配賦イタシ且勘定報告ノ儀ハ其要件ヲ取捨折衷シ内外新聞へ附シテ広

告イタシ候

明治七年上半季・第二回決算につき、その「勘定報告」の要件を、「取捨折衷」して、「内外新聞」に広(公)告した旨が、明治七年下半季の第三回・「半季実際考課状」の本文にみえているのである。

筆者(久野)の場合は、この第二回の『決算公(広)告』を、東京で最初に創刊された日刊新聞である「東京日々新聞」の紙面で発見した。第一回の『決算公(広)告』が同紙面に見当たらないことは、すでに述べた。第一国立銀行は、その本店が東京であり、大阪(坂)、横浜、神戸に三支店を開設した。かかる状況で東京で最初の日刊新聞に『決算公(広)告』をするのがごく普通であると考えたので、まずごく自然に「東京日々新聞」に見当をつけたわけである。

「東京日々新聞」の紙面からみても、また、先の「銀行諸報告ノ事」の記事からみても、第一国立銀行が『決算公(広)告』を始めたのは、第二回決算からである。これは、ほぼ確かであろうと思う。

「銀行諸報告ノ事」の記事に、「内外新聞へ附シテ広告イタシ候」とあるのは、どうしたことか。同時に二紙に広告しようと、「東京日々新聞」だけに広告しようと、その内容に変わりはないのだから、どうでもよいようにも思えたが、なんだか落ち着かないので「内外新聞」を調べようと思った。しかし残念ながら国立国会図書館(4階)には見当らなかった。もっとも、当方の調査が不十分だったのかも知れないが、当時の東京の三大新聞といえば、福地桜痴の「東京日々新聞」、矢野龍溪の「報知新聞」および成島柳北の「朝野新聞」であり、「東京日々新聞」は政府の御用新聞といってよい。「内外新聞へ附シテ広告」とは、どうにも腑に落ちない話である。

第一国立銀行の『決算公(広)告』で、特徴的な先述の3勘定の「定型」のトリオが確立

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(承前)(久野)

明治八年七月一日ヨリ同十二月三十一日迄		半年分第一国立銀行總勘定書及差引表	
御用預金準備	一、三〇、五二九、三三八	貸利	一〇、五六四、四八五
金貨	一、四一六、七二七	利息	一、二四六、九六一
銀貨	一、七二二、五九六	手数料	六、二二〇、九六二
地金	三、〇一九、七九〇	手数料	三、三九三、〇三〇
通計	八、七〇〇、〇〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇
御用預金準備	一、三〇、五二九、三三八	手数料	三、三九三、〇三〇
金貨	一、四一六、七二七	手数料	三、三九三、〇三〇
銀貨	一、七二二、五九六	手数料	三、三九三、〇三〇
地金	三、〇一九、七九〇	手数料	三、三九三、〇三〇
通計	八、七〇〇、〇〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇
御用預金準備	一、三〇、五二九、三三八	手数料	三、三九三、〇三〇
金貨	一、四一六、七二七	手数料	三、三九三、〇三〇
銀貨	一、七二二、五九六	手数料	三、三九三、〇三〇
地金	三、〇一九、七九〇	手数料	三、三九三、〇三〇
通計	八、七〇〇、〇〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇
御用預金準備	一、三〇、五二九、三三八	手数料	三、三九三、〇三〇
金貨	一、四一六、七二七	手数料	三、三九三、〇三〇
銀貨	一、七二二、五九六	手数料	三、三九三、〇三〇
地金	三、〇一九、七九〇	手数料	三、三九三、〇三〇
通計	八、七〇〇、〇〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇

明治九年一月一日ヨリ六月三十日迄半年分		第一国立銀行總勘定書及差引表	
御用預金	一、一三、七三三、八〇〇	貸利	一〇、五六四、四八五
金貨	一、四一六、七二七	利息	一、二四六、九六一
銀貨	一、七二二、五九六	手数料	六、二二〇、九六二
地金	三、〇一九、七九〇	手数料	三、三九三、〇三〇
通計	八、七〇〇、〇〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇
御用預金	一、一三、七三三、八〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇
金貨	一、四一六、七二七	手数料	三、三九三、〇三〇
銀貨	一、七二二、五九六	手数料	三、三九三、〇三〇
地金	三、〇一九、七九〇	手数料	三、三九三、〇三〇
通計	八、七〇〇、〇〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇
御用預金	一、一三、七三三、八〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇
金貨	一、四一六、七二七	手数料	三、三九三、〇三〇
銀貨	一、七二二、五九六	手数料	三、三九三、〇三〇
地金	三、〇一九、七九〇	手数料	三、三九三、〇三〇
通計	八、七〇〇、〇〇〇	手数料	三、三九三、〇三〇

したのは、「第六回(明治九年上半季)決算公告」である。その前回の「第五回(明治八年下半季)決算公告」と比較して検討したい。

明治九年七月二十二日の「第六回決算公告」では、「総勘定」・「貯蓄金勘定」・「損益勘定」の三本建ての体系となった。それぞれに「利益金処分前貸借対照表」・「利益剰余金計算書」・「利益金処分計算書」である。このような体系が『銀行簿記精法』・「香港上海銀行」で採用されていたことは、しばしば述べた。明治九年一月二十日の「第五回決算公告」の場合は、「利益金処分後(済)貸借対照表」・「損益および処分財源調整計算書」であったのであるから、この変化は大きい。「第五回決算公告」および多くの国立銀行決算公(広)告での「損益勘定」の最終差額である「純益金」は、「当期純利益」ではなくて、「当期未処分利益」(処分可能利益)であり、「利益金処分計算」の領域は含まれていない。「第六回決算公告」の「損益勘定」は、英国の *Published Profit and Loss Account* であり、その内容は「利益金処分計算」である。「損益計算」の領域は含まれていないのである。「第六回決算公告」のこの体系が、第一国立銀行では継承されていくのである。その他の多くの国立銀行では、「総勘定書」もしくは「貸借勘定表」という名称の「利益金処分前貸借対照表」と、「差引表」もしくは「損益勘定書」という名称の「損益および処分財源調整計算書」であった。明治九年一月二十日の「第五回決算公告」(明治八年下半季)と明治九年七月二十二日の「第六回決算公告」(明治九年上半季)とを対比して前頁に掲示する。

第一国立銀行が、筆者(久野)のいういわゆる「定型」のトリオ、すなわち「利益金処分前貸借対照表」(総勘定)・「利益剰余金計算書」(貯蓄金勘定)・「利益金処分計算書」(損益勘定)からなる『決算公(広)告』の体制を確立したのは、明治九年七月二十二日の公(広)告からであり、後に明治十九年七月二十九日

の「第二十六回決算公告」で「貯蓄金(積立金)勘定」が廃止されるまでつづくのである。この『決算公(広)告』での「損益勘定」は、「損益計算書」を含まない「利益金処分計算書」であったことをとくに注目されたい。後にも詳しく述べるが、第一国立銀行の『決算公(広)告』における「損益勘定」は、第二回以来、「東京日々新聞」の紙面では、次頁・上段のように変遷しているのである。

この銀行が、この時期を通じて、大蔵省に提出した「半季実際報告」が「利益金処分前貸借対照表」であり、「半季利益金割合報告」が「損益計算・処分財源調整計算・利益金処分計算」の悉くを網羅した「完全結合計算書」(*Detailed Profit and Loss Account*)であったことは、しばしば述べた。

この銀行の「決算公告・損益勘定」の推移をみると、大蔵省に提出した「半季利益金割合報告」の三つのパートが、それぞれに姿を現して結局は「利益金処分計算書」に落ち着くのである。次頁・中段を参照されたい。

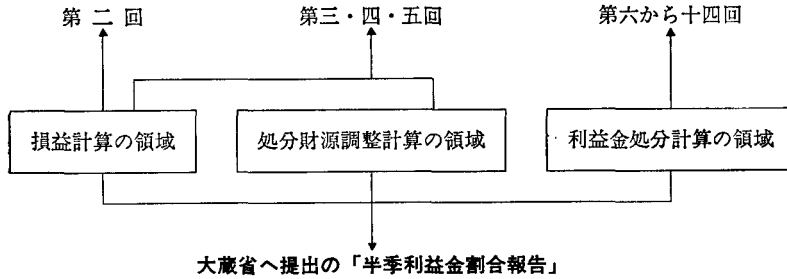
「東京日々新聞」にみられる国立銀行の『決算公(広)告』のなかでとくに目立つのは、第三国立銀行(第二回)である。明治十年七月二十八日の紙面での実況は、次頁・下段のようであった。

「前半季ノ損益勘定ヲ詳明ニシ 第二回ノ報告書ヲ作り株主一同ニ公布」とあり、また「右損益ノ勘定表」とあるものは、「利益金処分計算書」であり、*Profit and Loss Account* の *Published Form* である。この公(広)告には、「貸借対照表」もなければ、「損益計算書」もない。さればといって、「損益および利益金処分結合計算書」もないし「損益および処分財源調整計算書」もないのである。かかる事例は、上記の「東京日々新聞」の公(広)告には、このケース以外にはみられなかった。また、第三国立銀行の場合でも、このときだけであった。明治十一年二月六日の同

第一国立銀行・「損益勘定」

(「東京日々新聞」)	(決算回数)	(損益勘定の内容)
明治七年七月二十二日	第二回	→ 損益計算書(前期繰越金を含まず)
明治八年一月七日	第三回	→ 損益および処分財源調整計算書 (前期繰越金等を含む)
七月十五日	第四回	
明治九年一月二十日	第五回	
七月二十二日	自第六回	→ 利益金処分計算書
明治十三年八月七日	至第十四回	

「東京日々新聞」の『決算公(広)告』(「損益勘定」)



第三国立銀行当七月十一日株主総会ニ於テ本年前半季間實際ノ損益勘定ヲ詳明ニシテ第二回ノ報告書ヲ作り株主一同ニ公布スル所左ノ如シ	株金貳拾万円
損益勘定	入方
当季純益金	一四、七九五五八一
総計	一四、七九五五八一
損益勘定	出方
家具代ノ内償却	四九三一八六
諸役員賞与金	一、四三〇二四〇
積立金	一、二八七二一六
後半季繰込高	九八四九三九
当季割賦金	一〇、六〇〇〇〇〇
総計	一四、七九五五八一
但一株ノ配当金五円三十銭宛ニシテ一ヶ年一割一分二厘三毛余ニ当ル	
是ハ株金漸次募集セシニヨリ其積数ヲ以テ算計スル所ノ平均高此ノ如シ	
右損益ノ勘定表ハ精シク調査シテ以テ其確實ナルヲ示スモノナリ	
明治十年七月十一日	東京第三国立銀行

行の第三回では、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分結合計算書」を公(広)告している。「損益勘定」(だけを)公(広)告した事例は、後に、第五十七国立銀行にみられた。

明治十一年二月六日の紙面には、偶然であるが、さまざまなタイプの公(広)告がみられる。第一、第二、第三、第四および第二十の各国立銀行の『決算公(広)告』を次頁以下に掲示する。なお第四国立銀行の「実際考課状」の「第二回半季報告」も参考のためにここで紹介しておこう。

「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』でみる限り、その調査の範囲が限定されており、一概にはいえないけれども、大勢を概観して敢えて分類すれば、次のようになる。

(1) 「利益金処分計算書」だけ公(広)告している場合。第三国立銀行(後に第五十七国立銀行)の場合である。レア・ケースである。

(2) 第一国立銀行の「総勘定」・「貯蓄金(積立金)勘定」・「損益勘定」の3勘定の体系、筆者(久野)のいう「定型」のトリオ。「損益勘定」の内容は、「利益金処分計算書」である。第四国立銀行の「第八回」および第十国立銀行の「第四回」がこれである。

(3) 「定型」のトリオから「貯蓄金勘定」(積立金計算書たる「利益剰余金計算書」)を除いた筆者(久野)のいう準「定型」のペア。このケースでは、当然のことながら公(広)告の内容は、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」とである。第二十国立銀行の「第一回」その他がこれである。

以上の場合、(1)を除いて、(2)、(3)の場合では、公(広)告されている「貸借対照表」に相当する総勘定(書)の内容は、その名称の如何にかかわらず、「利益金処分前貸借対照表」である。次掲の(4)と(5)も「利益金処分前貸借対照表」であることに変わりはないのである

が、問題は、それとともに公(広)告されている「損益勘定」の内容である。概ね、次の(4)・(5)と(6)の二つのケースに分かれる。

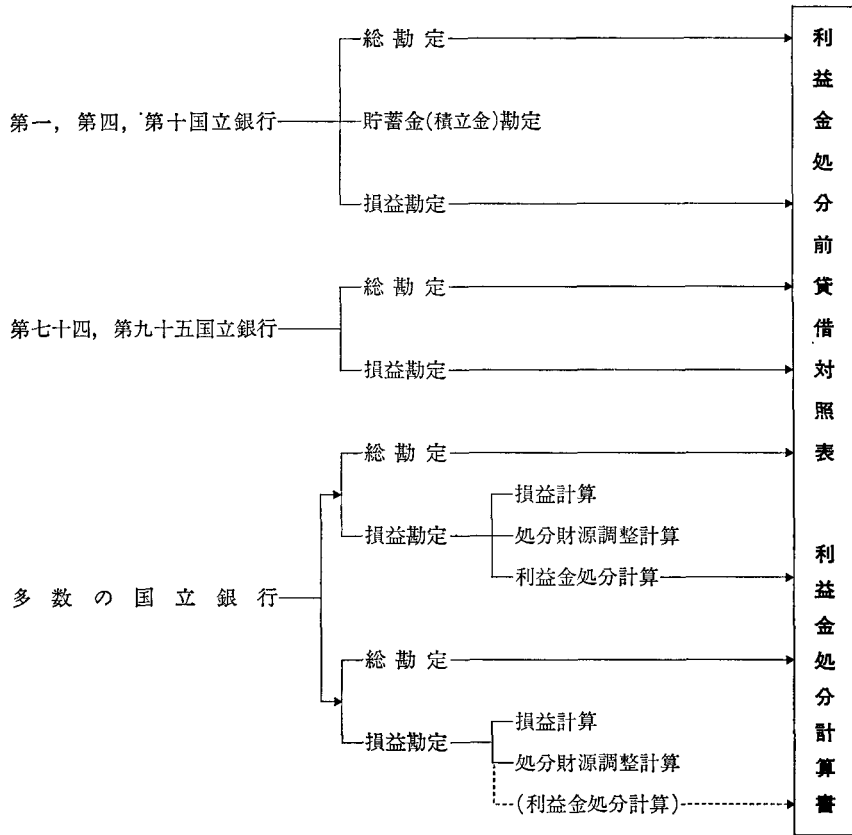
(4) 「損益勘定」の内容が、「損益および利益金処分結合計算書」となっているが、「損益計算」の部分に、とくに「収益」の部分につきその内訳を省略して「総益金」として一本で表示しているケース。「費用」の部分も「何々等」・「利払其他諸入費」とするケースもある。

(5) 「損益勘定」の内容が、完全な「損益および利益金処分結合計算書」となっているケース。

(6) 「損益勘定」を除く公(広)告の部分が「銀行ノ負債義務=属スル分」とあり、「銀行ノ資産権利=属スル分」とあるにもかかわらず、その内容をみると、前者は「負債と収益」、後者は「資産と損費」を掲示している場合がある。第二国立銀行の「第七回決算公(広)告」(明治十年下半季)がそれであり、その先例は、第四国立銀行の「第二回半季報告」(明治七年下半季)である。これらは、いずれも「決算整理後試算表」であり、大蔵省に提出した「毎月実際報告」に由来するものである。

第一国立銀行の3勘定の体系、いわゆる「定型」のトリオを踏襲した第十国立銀行の「第四回決算公告」を、14頁・上段に掲示する。12頁・下段に掲示した同タイプの第四国立銀行の「第八回決算公告」も同時に参照されたい。両行とも「貯蓄金勘定」でなく、その名称が「積立金勘定」となっているが、「利益剰余金計算書」としての内容からみれば、両者はまったく同類である。

先の(4)・(5)のケースに関連していうと、「損益勘定」の内容が「損益および利益金



Profit and Loss Account の Detailed Form

であることは、いうまでもない。第一国立銀行の場合では、明治十九年七月二十九日の「第二十六回決算公告」以後は、3勘定の体系つまり「定型」のトリオから「貯蓄金勘定」(積立金勘定)が除かれて、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」となる。準「定型」のベアーは、もともこの体系であったが、多くの国立銀行の場合は、「損益および処分財源調整計算書」あるいは「損益および利益金処分結合計算書」を経て、「利益金処分前貸借対照表」と「利益金処分計算書」の体系に落ち着いたのである。

簡単なダイアグラムで示すと、上のとおりである。

IV. 第四国立銀行・『決算公(広)告』の注目すべき推移

同行の明治七年下半季「第二回半季報告」以下については、『経済論集』第22巻・第2号の《わが国財務諸表の生成に関する事例研究》・「IV. 第四国立銀行初期の実況と問題点」で述べ、『わが国財務諸表制度生成史の研究』(学習院大学研究叢書15)にも収録したので、繰り返さない。

ここでは、同行の次掲の「東京日々新聞」紙面の『決算公(広)告』にみられる注目すべき推移を、とくに指摘したい。

り、後者は「利益金処分計算書」である。「積立金勘定」という名称の「利益剰余金計算書」は無くなっている。『銀行簿記精法』・「香港上海銀行」以来の、筆者(久野)のいう「定型」のトリオから、「積立金勘定」が外されて筆者(久野)のいう準「定型」のペアに変わったのである。「損益計算」の領域は、まったく含まれていない。

「第七回半季廣告」の「損益勘定」は、Profit and Loss Account の *Detailed Form* であり、「第八回半季實際報告」の「損益勘定」と「第十一回半季實際公告」の「損益差引表」は、ともに、Profit and Loss Account の *Published Form* である。

V. 事例研究:「並列型」(*parallel type*) と「直列型」(*series type*)

(1) 第一国立銀行の場合

第一国立銀行の二元的財務諸表の実態については、前稿の「V. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系」で詳細に述べた。ここでは、その要点を述べ、あわせてその問題点を指摘するに止める。

同行の場合は、明治十年六月の「法定雛形」の改訂以前から、この雛形の体系、用語、様式、に即した「半季實際報告」と「半季利益金割合報告」とを作成し、大蔵省に提示・報告していた。前者は、明治六年十二月の第一回決算以来、首尾一貫して「利益金処分前貸借対照表」であり、後者は、「損益計算・処分財源調整計算・利益金処分(提示・予定)計算」の悉くを網羅した「損益および利益金処分結合計算書」であった。

一方、同行が「東京日々新聞」に公(広)告した『決算公(広)告』はどうか。前稿のIV. とV. で述べ、また本稿のII. でも補筆しておいたように、初期のころ、多少の紆余曲折はあったが、結局のところ、「総勘定」・「貯蓄

金勘定」・「損益勘定」の3勘定の体系に落ち着いた。それぞれに「利益金処分前貸借対照表」・「利益剰余金(積立金)計算書」・「利益金処分計算書」であった。再三述べたようにこの公(広)告・財務諸表の体系には、「損益計算書」は存在しないのである。

大蔵省に報告・提示した『両報告』と、「東京日々新聞」に公告した3勘定とでは、財務諸表の体系、用語、様式、が悉く異なっており、さらに、報告科目名にも相違がある。典型的な「並列型」(*parallel type*)である。

かかる二系統の二元的財務諸表の「並列型」体系が、どのような事情で齟齬されたのであるか、実証資料に基づいて立証し解明することは、はなはだ困難である。目下のところ、何ともいいがたいが、筆者(久野)の推論を述べるに止める。

この問題の焦点は、「半季利益金割合報告」と「損益勘定」とである。Profit and Loss Account について、*Detailed Form* と *Published Form* とがあることを、大蔵省当局者および第一国立銀行の当事者が、英国の実況についてよく承知し、大蔵省提出用と新聞公(広)告用との両者を巧みに使い分けているとしか理解しようがない。まあ多少とも買被りの気味もあるが、このように考えたい。

『銀行簿記精法』に例示された「香港上海銀行」の財務諸表に由来する3勘定にはしばしば指摘したように、「損益計算書」が完全に欠落している。監督官庁としての大蔵省が、かかる財務諸表を提出・報告させるはずがない。*Published* という意味を「新聞公(広)告」と「株主総会・提示」との両者にあてはめることはあるにしても。

(2) 第十七国立銀行の場合

ここで検討した資料は、明治十二年下半季・第五回から明治二十四年下半季・第二十九回までである。第一回から第四回までは、資料が欠けている。

第一国立銀行半季實際報告

借方			貸方		
摘要	金額	總計	摘要	金額	總計
現金	100,000	100,000	現金	100,000	100,000
預金	200,000	300,000	預金	200,000	300,000
債権	300,000	600,000	債権	300,000	600,000
固定資産	400,000	1,000,000	固定資産	400,000	1,000,000
負債	500,000	1,500,000	負債	500,000	1,500,000
資本	600,000	2,100,000	資本	600,000	2,100,000
準備金	700,000	2,800,000	準備金	700,000	2,800,000
その他	800,000	3,600,000	その他	800,000	3,600,000

明治二十一年八月三十日
 第一国立銀行頭取 淺澤榮一
 支取人 永田甚七

万借摘要	金額	万貸摘要	金額
○政府ヨリ借	5,274,857	○政府へ貸	1,063,345
○人民ヨリ借	1,600,000	紙幣兌換債証券	1,471,550
發行紙幣購取高	3,698,857	小計	3,006,245
定期預金	4,552,698	○人民へ貸	3,084,693
常座預金	1,948,600	貸付金	6,470,606
振出外形	4,000,000	高座預金貸越	1,333,000
仕拂銀行手形	28,280	荷為換手形	3,851,999
別段預金	2,000,000	小計	4,415,698
小計	27,532,606	○他店ヨリ借	4,000,000
○他店ヨリ借	2,000,000	○他店へ貸	3,850,000
○株主ヨリ借	2,628,000	○補正勘定	93,000
積立金	1,494,500	○銀行所有物	7,775
株主ヨリ臨時贈金	27,850	地所	4,664,866
小計	19,944,630	家作土藏	9,481
○損益勘定	19,944,630	外小計	6,480,630
當季利益金	55,500	○創業入費	2,067,733
前季繰越高	19,889,130	○金銀有高	5,274,857
小計	19,944,630	御用預金	1,800,000
合計	57,500,666	紙貨	6,149,000
	666	銅貨	1,750,000
		紙幣	3,250,000
		小計	11,149,000
		合計	17,500,666

第十七国立銀行明治十二年下半季實際報告

第十七國立銀行廿一年上半年實際報告

借方	負債業務三屬之少分
一 金貳拾萬圓	株 金
一 金參萬千圓	積立金
一 金貳萬五千貳拾七圓三拾三錢貳厘	紙幣消却元資預立金
一 金貳萬四千貳拾壹圓三拾五錢四厘	紙幣消却預々金
一 金拾四萬八千八百五拾八圓	發行紙幣
一 金九萬五千七百四拾四錢貳厘	御用當座預金
一 金五千七百貳拾四圓拾五錢五厘	御用仕拂送金手形
一 金七千六百七十七圓八拾四拾四錢貳厘	團取預金
一 金貳萬五千七百四拾四錢三厘	日本銀行轉勘定
一 金九萬七千五百五拾四圓五拾四錢貳厘	定期預金
一 金貳拾萬九千五百七拾二圓六拾四錢九厘	當座預金
一 金四十七百三拾二圓九拾錢五厘	振出手形
一 金壹萬貳拾七圓	別段預り金
一 金三千四百七拾九圓貳拾八錢七厘	仕拂送金手形
一 金四萬四千五百五拾圓貳拾貳錢八厘	他店り借
一 金貳萬五千四百五拾九圓八拾六錢六厘	當座期利益金
一 金十百六拾五圓七錢八厘	前季繰越高
一 金參萬四千四百拾圓	全資貸準備
總計金百七萬參千七百九圓八拾六錢三厘	

貸方	資產權利三屬之少分
一 金三拾四萬貳千五百五拾五圓三拾九錢八厘	諸公債証券
一 金六千五百貳拾七圓三拾三錢貳厘	紙幣消却元資預々金
一 金貳千貳百八拾九圓三拾五錢四厘	紙幣消却預々金
一 金貳拾五萬九百八拾貳圓九拾七錢四厘	貸付金
一 金壹萬三千六百六拾四圓四拾錢貳厘	期限過貸付金
一 金貳萬八千貳百六拾二圓七拾六錢三厘	當座貸付金
一 金七千九百六拾九圓八拾六錢九厘	當座預金貸越
一 金三萬八千五百拾壹圓五拾錢	割引手形
一 金八千九百四拾貳錢八厘	荷爲換手形
一 金貳萬六千八百九拾九圓九拾錢七厘	他店へ貸
一 金五千七百四拾四圓五拾錢壹厘	地所家作土蔵及什器
一 金壹萬三千三百六拾貳圓八拾二錢三厘	買物進り込高
一 金貳百貳拾九圓八拾五錢五厘	雜勘定
一 金貳拾萬三千貳百九拾四圓七拾五錢七厘	金銀有高
內 預貸金九千五百八拾三圓貳拾六錢七厘	
雜貸金九萬三千七百四拾四圓九錢九厘	
總計金百七萬三千七百九圓八拾六錢三厘	

第十七國立銀行廿一年上半年利益金報告

一 金壹萬四千六百八拾九圓七拾三錢八厘	利 息
一 金壹萬貳千三百八拾貳圓八拾九錢三厘	公債証券利息
一 金五千九百五拾九圓三錢六厘	手 數 料
一 金五百七拾七圓七拾五錢壹厘	割引料
一 金三千百圓六拾九錢八厘	公債証券的雜益
一 金百六拾三圓九拾三錢六厘	雜 益
一 金參拾五圓七拾壹錢九厘	交換打歩
一 金四百拾三圓四拾貳錢七厘	公債証券買賣益
一 金貳拾拾六圓九拾壹錢五厘	雜利益之入
一 金五百五拾六圓六錢七厘	雜費之入
總計金三萬七千六百四拾三圓八錢	
內	
一 金五千九百四拾六圓三拾八錢七厘	利 息
一 金九拾八圓五拾貳錢五厘	手 數 料
一 金貳千四百六拾九圓六拾九錢九厘	割引料
一 金千五百七拾四圓四拾錢壹厘	旅 費
一 金七百三圓九拾五錢貳厘	雜 費
一 金五拾三圓三拾六錢四厘	營 業 費
一 金千三百四拾四圓八拾八錢八厘	雜 費
小計金壹萬貳千八百八拾三圓貳拾壹錢四厘	
差引額	
一 金貳萬五千四百五拾九圓八拾六錢六厘	利 益 金
一 金千百六拾五圓七錢八厘	前季繰越高
一 金三萬四千四百拾圓	前季繰越當座高
合計金五萬七千六百四拾四圓九拾四錢四厘	
內	
一 金五萬六千圓	廿一年上半年銀行利
一 金貳千圓	紙幣消却元資預立金
一 金千七百拾七圓七拾三錢貳厘	當座消却
一 金貳萬九千七百三拾圓	當座準備
一 金貳千圓	役員費與並交際費
小計金三萬六千七百七拾三錢貳厘	
差引	
一 金貳萬五千五百七拾四圓拾壹錢貳厘	純 益 金
內	
一 金七千圓	積立金
	公債金ノ
	三割余ノ
一 金壹萬三千圓	割賦金
	百圓ニ付六圓
	五拾錢ノ割六圓
一 金千五百七拾四圓貳拾壹錢貳厘	後季繰込高

明治十二年下半季実際報告は、明治十年六月に改訂された「法定雛形」に準拠している。ただ、横組と縦組の違いがあるだけである。いずれも「利益金処分前貸借対照表」である。

明治十二年下半季利益金割合報告は、同様に、先の「法定雛形」に準拠している。いずれも「損益および利益金処分(提示)結合計算書」である。

「法定雛形」に準拠している第一国立銀行の明治十年上半季・『両報告』と、第十七国立銀行の「明治十二年下半季・第五回」とを比較して19頁・20頁に示そう。

「明治十五年上半季・第十回」では、半季実際報告の「損益勘定」が、「当半季利益金」の報告について、「総益金」と「損失金」との両建てになっている。珍しいケースである。次のとおりである。

借方	損益勘定		
	当半季	総益金	55377・869
	前半季	繰越高	448・946
貸方	損益勘定		
	当半季	損失金	35098・262

「明治十六年上半季・第十二回」では、この両建てを廃して、もとにもどり次のようになる。

借方	損益勘定		
	当半季	利益金	17086・798

前半季	繰越高	612・384
前半季	繰越滞貸準備	966・000
	小計	18665・182

なお、この回では、「株主ヨリ借」が「株主勘定」となっている。

「明治二十年上半季・第二十回」では、一転して、横組となった。21頁のとおりである。

「明治二十一年上半季・第二十二回」では、22頁のように注目すべき変化が起こる。この季からは、大蔵省に提出する『両報告』の「法定雛形」に準拠した様式をとりやめ、『決算公(広)告』の様式を採用している。「借方 負債義務＝属スル分」・「貸方 資産権利＝属スル分」というタイトルを用い、また、科目とその配列など、すべて公(広)告の様式である。

「明治二十三年下半季・第二十七回」では、「借方 銀行負債義務＝属スル分」・「貸方 銀行資産権利＝属スル分」となった。「銀行」の二字が加わっただけである。

大蔵省に提出の『両報告』の「法定雛形」に準拠した様式と『決算公(広)告』の様式とが、相互に干渉する事無く別個に「並列」するのではなく、同一の銀行で時期的に交替して「直列」しているのである。典型的な「直列型」(series type)である。